

(1) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方で、親族等の身寄りがない場合などにおいて、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。



問合せ先

福祉総務課障がい班
（知的障害、精神障害）
福祉支援課相談支援班
（認知症）
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

成年後見制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度があります。また、法定後見には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

法定後見制度においては、下記事業内容による支援・助成がありますので、雲仙市社会福祉協議会（中核機関）、司法書士、行政書士、法律事務所や各種関係機関などを介する、または上記問い合わせ先などへご相談ください。

○事業内容

(1) 後見開始等審判申立てに関する支援

本人や配偶者、4親等内の親族による申立てが期待できず、本人に成年後見人等をつけなければ本人の福祉が損なわれる場合で、各種要件を満たした場合に市長が申立てを行います

(2) 審判申立てに係る収入印紙代等の助成

市長が申立てを行った方で、家庭裁判所の審判により申立て費用が申立人の負担とされた場合などで、申立て費用を負担します。（本人が負担となる場合もあります。）

(3) 成年後見人等に対する報酬等の助成

本人が、成年後見人等に対する報酬支払が資金的に難しく、各種要件を満たした場合に、報酬助成の支援を行っています。

○成年後見人等の役割・仕事

※成年後見人等は、類型（後見・保佐・補助）に応じて、「取消権」「代理権」「同意権」が与えられます。

(1) 財産管理

成年被後見人等の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割に関する契約などについての助言や支援を行います。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。

(2) 身上保護

介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設の入所・退所の手続き、費用の支払い代行など、日常生活に関わる契約などを支援します。

※成年後見人等ができないこと（権限がないこと）

手術や治療など医療行為への同意、毎日の買い物、食事の世話、賃貸借契約の保証人遺言作成、婚姻・離婚の手續、死亡後の葬儀（喪主）など